

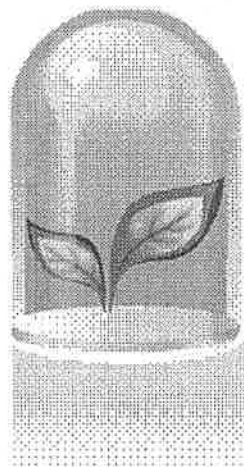
【参考3】

(関係分抜粋)

安平町健康増進計画 第2次

健康あびら21

～ぬくもりのなかで、いのちを育む～



計画期間：平成26年～平成35年

安 平 町



目 次



第1章	計画策定にあたって	-1-
	1 計画改定の趣旨	-1-
	2 これまでの健康増進対策の背景	-2-
	3 計画の性格と位置づけ	-2-
第2章	安平町の現状	-4-
	1 人口の構成	-4-
	2 出生・死亡	-5-
	3 医療	-8-
	4 健康診査	-10-
	5 歯科保健	-12-
	6 介護保険	-15-
	7 食と健康	-17-
第3章	計画目標	-22-
	1 基本理念	-22-
	2 基本方針	-22-
	3 計画体系のイメージ	-24-
第4章	第2次健康あびら21	-26-
	1 健康あびら21(第1次)の中間評価について	-26-
	2 分野別の取り組み	-28-
	1) 生活習慣病	-28-
	(1)がん	
	(2)循環器疾患	
	(3)糖尿病	
	(4)慢性閉塞性肺疾患(COPD)	
	2) <u>栄養・食生活・食農(食育計画)</u>	-39-
	3) 身体活動・運動	-45-
	4) 休養・こころの健康	-48-
	5) 歯の健康(歯科保健計画)	-51-
	6) たばこ	-56-
	7) アルコール	-58-
	8) 高齢者の健康	-61-
	9) 母子保健(母子保健計画)	-68-
第5章	計画の推進・目標値設定	-78-

第1章 計画策定にあたって

1. 計画改定の趣旨

社会環境の変化に伴う生活習慣病の増加が社会問題として顕在化し、町民がいつまでも住み慣れた地域で心身ともに健康で暮らせる健康寿命[※]をできる限り延ばしていくために、食習慣や運動など、望ましい生活習慣を身につけ生涯を通じた健康づくりに取り組んでいくことが必要です。安平町では平成21年3月に、「健康日本21」の取り組みを法的に位置づけた健康増進法に基づき、安平町の特徴や、町民の健康状態をもとに、健康課題を明らかにした上で、生活習慣病予防に視点をおいた、健康増進計画「健康あびら21」を策定し推進してきました。

今回策定する「健康あびら21」（第2次）は、第1次計画による進捗を視野に入れ安平町特定健診等実施計画（第2期）と整合性を図り、「市町村健康増進計画」と平成17年に公布された食育基本法に規定する「市町村食育推進計画」、「歯科保健計画」、「母子保健計画」を網羅した計画として定め、町民、行政、関係団体と連携し、安平町らしい「健康増進」と「食育」、「歯科保健」、「母子保健」の活動を展開していこうとするものです。

2. これまでの健康増進計画の背景

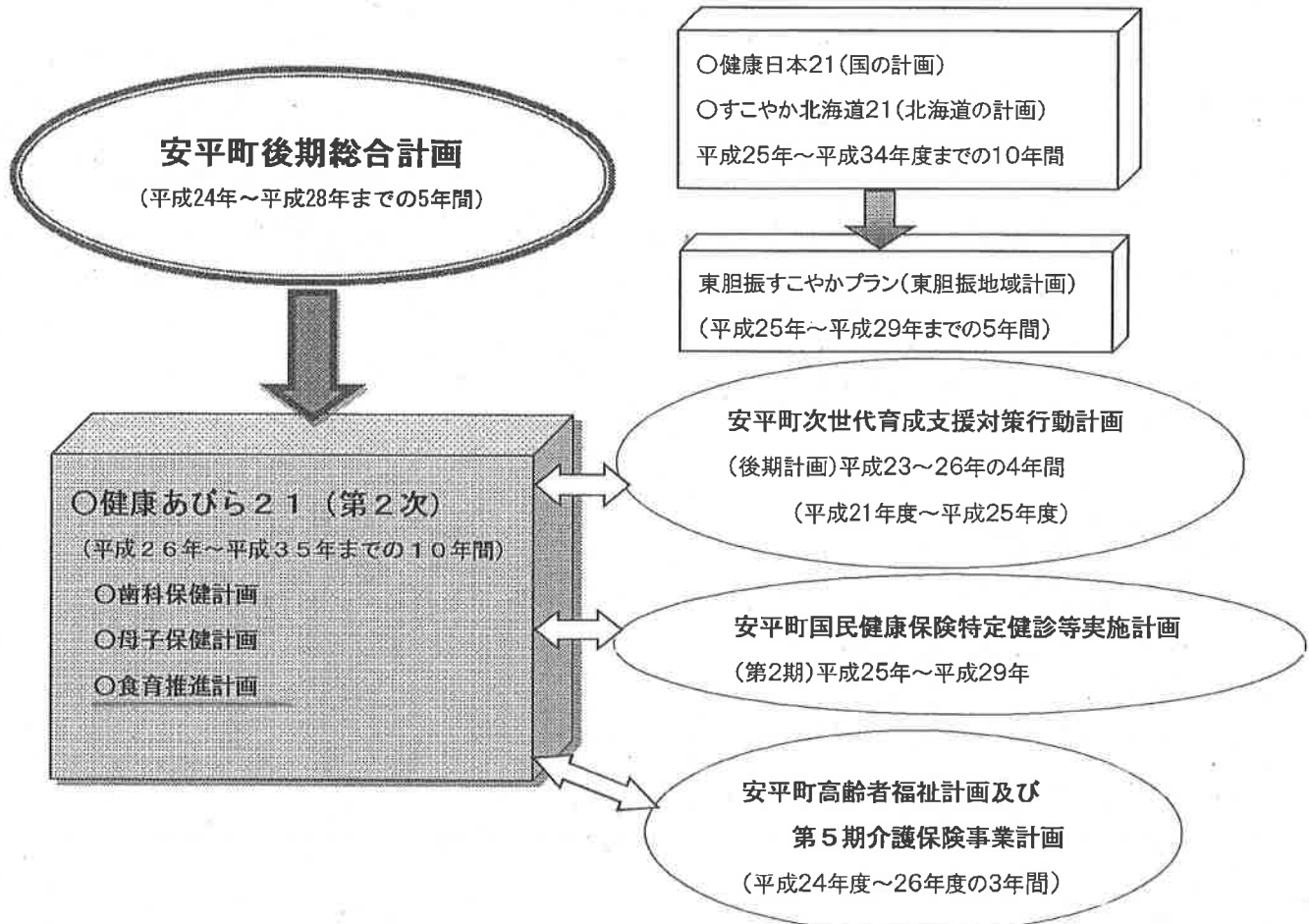
第1次国民健康づくり対策（昭和53年～）：健康づくりは、「自分の健康は自分で守る」という自覚を持つことが基本であり、様々な健康ニーズに対応することが求められ①生涯を通じた健康づくりの推進 ②健康づくりの基盤整備 ③健康づくりの普及啓発を柱として取り組みが始まり、第2次国民健康づくり対策（昭和63年～）に運動習慣の普及に重点を置き、栄養・運動・休養の全ての面で均衡のとれた生活習慣の確立を目指す取り組みを推進してきました。

- ・第3次国民健康づくり対策《健康日本21》（平成12年～）：壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を目的とし、生活習慣病及びその原因となる課題について10年後を目途とした目標等を設定し、「第1次予防」を重視した情報提供等を行う取り組みを開始しています。（※安平町では平成18年に市町村合併したことにより、上記のとおり新たに計画を策定しています。）

今回の計画は第4次健康増進に関わる取り組みであり、これまでの計画の見直し新たな健康課題や社会背景を踏まえながら取り組んでいきます。

3. 計画の性格と位置づけ及び目指す姿

- ◎ 安平町健康増進計画は、健康増進法第8条第2項に規定する市町村健康増進計画に位置づけ、道が策定している「北海道医療計画」「すこやか北海道21」の主旨を踏まえ生活習慣病の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持向上により、健康寿命の延伸を目指し、地域による健康格差の縮小の実現のため町民の健康増進を総合的に推進していきます。
- ◎ 「食育推進計画」は食育基本法第18条及び道の「どさんこ食育推進プラン」に基づく安平町の食育推進計画として健康増進計画と整合性を図り策定するものです。
- ◎ この計画は、「安平町後期総合計画」を上位計画とし、町民の健康の増進を図るための基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにするものです。
- ◎ 保健事業の効率的な実施を図るため、医療保険者として策定する高齢者の医療の確保に関する法律に規定する安平町国民健康保険特定健診等実施計画と一体的に策定するものとし、医療保険者として実施する保健事業と事業実施者として行う健康増進事業との連携を図り、増加する医療費の抑制に努めます。
- ◎ また、安平町では、子どもから高齢者まで各年齢層における健康推進を目標とした計画とするため、安平町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）と整合性を図り母子保健・歯科保健計画と調和を図りながら健康づくりを推進していきます。



計画作成にあたり関係法律および計画一覧

法 律	北海道の計画	安平町が策定した計画	(主管・関係機関)
健康増進法	北海道健康増進計画「すこやか北海道21」	健康あびら21	健康福祉課健康推進グループ
高齢者の医療の確保に関する法律	北海道保健医療福祉計画 北海道医療費適正化計画	安平町国民健康保険事業財政健全化計画 安平町国民健康保険特定健診等実施計画(第2期)	健康福祉課国保・介護グループ
食育基本法	北海道食育推進計画	(健康あびら21＝第2次)	教育委員会学校教育グループ 農林課農政・畜産グループ 健康福祉課健康推進グループ
次世代育成支援対策推進法		安平町次世代育成支援対策行動計画(後期)	教育委員会子育て支援グループ
歯科口腔保健の推進に関する法律	北海道歯科保健医療推進計画	(健康あびら21＝第2次)	健康福祉課健康推進グループ
がん対策基本法	北海道がん対策推進計画	健康あびら21	健康福祉課健康推進グループ
介護保険法	北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画	安平町高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画	健康福祉課国保・介護グループ

(1) 計画の期間

本計画の期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間とします。

また、5年後の平成30年度を目途に中間評価を行い、必要に応じて見直しを行うこととします。

(2) 計画の作成体制

この計画は、下記による委員会等を経て策定しています。

①安平町地域福祉総合検討推進委員会

本計画の策定にあたり、保健福祉関係者や学識経験者からなる安平町地域福祉総合検討推進委員会における専門部会「保健部会」で計画内容の審議を行います。

②策定担当者連絡協議会

庁舎内の連携部署として、健康福祉課長以下の職員と教育委員会教育次長以下職員、農林課職員による策定担当者連絡協議会を設置しています。

③町民の参加・安平町健康寿命延伸事業アンケート調査(以下、町民健康アンケート調査[※]とする)

(注) 町民健康アンケート調査[※] のように表示されている語句については、86～89頁の語句の説明をご参照下さい。